

○茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令

昭和29年7月1日

本部訓令第8号

〔沿革〕 平成元年4月本部訓令第7号、4年7月第11号、6年3月第14号、7年3月第7号、8年3月第4号、11年3月第3号、13年3月第1号、14年3月第5号、15年1月第1号、17年4月第12号、19年3月第4号、第11号、12月第32号、22年3月第5号、26年11月第25号、第26号、27年3月第7号、28年3月第5号、12月第22号、29年3月第7号、30年6月第7号、12月第14号、令和元年8月第1号、3年9月第11号改正

茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号。以下「条例」という。）及び職員の勤務時間に関する規則（昭和26年茨城県人事委員会規則第8号）に基づき、茨城県警察職員（以下「職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

(勤務制)

第2条 職員の勤務制は、次の各号のいずれかによるものとし、それぞれ当該各号に掲げる勤務を行うものとする。

- (1) 通常勤務 条例第3条に規定する週休日及び勤務時間の割り振りをを行う勤務で、かつ、1日の勤務時間の割り振りを原則として午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、その間において正午から1時間の休憩時間を置く。）とする勤務
 - (2) 日勤制勤務 条例第4条第1項に規定する特別の形態によって勤務する必要がある職員（次号及び第4号に掲げる職員を除く。）について、曜日にかかわらず週休日を割り振り、かつ、勤務時間を原則として1日当たり7時間45分割り振る勤務
 - (3) 駐在制勤務 駐在所又は地区交番に駐在する職員が行う前号の勤務
 - (4) 交替制勤務 条例第4条第1項に規定する特別の形態によって勤務する必要がある職員（前2号に掲げる職員を除く。）について、週休日並びに当番（1回の勤務が2暦日にわたり15時間30分の勤務時間を割り振る勤務をいう。）及び日勤（勤務時間を1日当たり7時間45分割り振る勤務をいう。）を組み合わせる勤務
- 2 所属（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号）第2条第1号に規定する所属をいう。以下この項において同じ。）の長（以下「所属長」という。）は、業務上の特別の事情のため必要と認めるときは、通常勤務に従事する所属の職員（次条第4項において「所属職員」という。）の勤務時間の割り振りについて、特定の期間、前項第1号に掲げる始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。ただし、午前0時を超えて繰り上げ、又は繰り下げることができないものとする。

第1項第1号ただし書の規定にかかわらず、休憩時間を一斉に与えない場合は、勤務時間の途中において所属長が定める時刻から1時間（1時間以外の休憩時間を置くこととしている場合にあつては当該時間）の休憩時間を置くものとする。次条に規定する特別の形態によって勤務する必要のある職員の休憩時間についても、同様とする。

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割り振り単位期間）

第3条 条例第4条第1項に規定する特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日及び勤務時間の割り振りを定める期間（以下この項及び次項において「割り振り単位期間」という。）を平成31年3月17日を初日とする4週間又は3週間とし、所属長があらかじめ当該割り振り単位期間ごとに、週休日については1週間当たり2日を、勤務時間については1週間当たり38時間45分を割り振るものとする。

2 前項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合は、週休日が毎4週間につき8日（割り振り単位期間が3週間の場合にあつては、毎3週間につき6日）となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにしなければならない。

3 特別の形態によって勤務する必要のある職員の範囲、運用等は、別に定める。

4 前項の規定により別に定めるもののほか、所属長は、業務上特に必要がある場合は、警察本部長の承認を受けて、特定の期間、第1項及び第2項に規定する週休日及び勤務時間となるように所属職員の週休日及び勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該特定の期間が2週間を超えないときは、警察本部長の承認を要しない。

（早出遅出勤務）

第4条 所属長は、職員（1日の勤務時間が午前8時30分から午後5時15分までの者に限る。）が申請したときは、前2条の規定にかかわらず、公務の正常な運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該申請に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

2 早出遅出勤務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（短時間勤務の職を占める職員の勤務時間）

第5条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、当該職員ごとに別に定める。

2 前項の職員の勤務時間の割り振りは、1日につき7時間45分を超えない範囲内で、当該職員が配置された所属長が定める。

（週休日の振替等）

第6条 条例第5条の規定に基づく職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割り振りの変更を行う者（次項において「振替等を行う者」という。）は、次の表の左欄に掲げる職員についてそれぞれ右欄に掲げる者とする。

職名	指定権者
----	------

各部長、警務部総務統括官、同部首席監察官、生活安全部人身安全対策統括官、刑事部組織犯罪対策統括官、警察学校長及び水戸警察署長		警察本部長
本部	各部参事官（参事を含む。）及び各所属長（警察学校長を除く。）	各部長
	その他の職員	各所属長
警察署	各警察署長（水戸警察署長を除く。）	警務部長
	その他の職員	各警察署長

2 振替等を行う者は、前項に規定する週休日の振替及び半日勤務時間の割り振りの変更を行ったときは、当該振替及び割り振りの変更に関する事項を週休日の振替簿（別記様式）（当該週休日の振替簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に記載するものとする。

附 則 （平成元年4月12日本部訓令第7号）

この訓令は、平成元年4月23日から施行する。

附 則 （平成4年7月10日本部訓令第11号）

この訓令は、平成4年7月12日から施行する。

附 則 （平成6年3月30日本部訓令第14号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月31日本部訓令第7号）

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

2 週休日の振替簿の様式については、第1条の規定による改正後の茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令別記様式の規定にかかわらず、平成7年12月31日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成8年3月14日本部訓令第4号）

この訓令は、平成8年3月15日から施行する。

附 則 （平成11年3月11日本部訓令第3号）

この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成13年3月19日本部訓令第1号）

1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕

2

この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成14年3月14日本部訓令第5号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年1月6日本部訓令第1号)

この訓令は、平成15年1月6日から施行する。

附 則 (平成17年4月28日本部訓令第12号)

この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日本部訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日本部訓令第32号)

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月14日本部訓令第25号)

この訓令は、平成26年11月14日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日本部訓令第26号)

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日本部訓令第5号)

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日本部訓令第22号)

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日本部訓令第7号)
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月25日本部訓令第7号)
この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月6日本部訓令第14号)
この訓令は、平成31年3月17日から施行する。

附 則 (令和元年8月6日本部訓令第1号)
この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月17日本部訓令第11号)
この訓令は、令和3年9月26日から施行する。
週休日の振替簿 (別記様式)

